

コミュニティケア型仮設住宅——岩手県釜石市と遠野市での試み

Community-Care-Type Temporary Housings——Attempts in Iwate's Kamaishi and Tono

富安亮輔

Ryosuke Tomiyasu

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程 / 1981年福岡県生まれ。東京大学卒業。同大学大学院修士課程修了。修士(工学)。

(株)アルコムを経て現在東京大学大学院博士課程在籍

東京大学高齢社会総合研究機構が提案し、岩手県立大学の協力を得て岩手県釜石市と遠野市に建設された「コミュニティケア型仮設住宅」について報告する。一連の活動は筆者を含めた研究グループとして取り組んでいるものであり、多くの方々の協働であることをご了解いただきたい。

高齢化率30%超の被災地

東日本大震災で被災した岩手県沿岸部は、以前より高齢化率が30%を越す地域であった。広範囲に大量の仮設住宅が早急に求められているという事情を考慮しても、効率優先で建設が進む一般的な仮設住宅では、高齢者に限らず、障がい者や子どもといったケアを必要とする人々が持続的に生活するのは難しいと考えた。阪神・淡路大震災で顕在化した孤立死や閉じこもりを、建築計画やまちづくりの専門家としてなんとかしたいという思いが研究グループの動機であった。そこで、従来の整然と長屋が並ぶ仮設住宅とは異なるモデルとして、「コミュニティケア型仮設住宅」を企画した。2011年5月上旬に岩手県の各行政機関にこの考えを提案したところ、釜石市と遠野市で建設することが決まった。

「コミュニティケア型仮設住宅」のコンセプト

仮設住宅の建設が済んだ現在、一般的な仮設住宅でもさまざまな改善が見られる。過去の震災時の仮設住宅よりも居住環境は向上しているが、発災直後の建設の様子から、われわれは以下の提案を、入居者選定方法と建築計画の視点から行った。

- ①コミュニティごとの入居者選定：入居者の選定は前住地単位の入居を考慮し、可能な限り住戸も同じ棟や路地を割り当てる。
- ②面積が異なる住戸で住棟を構成：仮設住宅の大きさは6坪、9坪、12坪の3パターンがある。これらを混在させて住棟を構成することで、多様な家族形態から構成されるコミュニティを創出する。

③共用施設の設置：敷地条件に応じて仮設団地内に集会所やサポートセンター、仮設店舗等を設置する。コミュニティ形成の場や居住者の生活をサポートする場とし、団地外からの往来も促す。

④屋根付きデッキ：路地に室内の床レベルと同じ高さで屋根付きデッキを挿入し、住戸内外のバリアを解消する。

⑤コモンアクセス：玄関が向かい合うように住棟を配置し、居住者同士が出会う機会を増やす。

⑥リビングアクセス型の間取り：住戸内外の視覚的・心理的敷居を低くし、路地や屋内から人の気配を感じることが出来る。

これらを基に具体的な計画を進め、釜石市ではバスロータリーやサポートセンターに診療所、仮設店舗に薬局などが整備されることになった(図1-3)。遠野市では、本設移行を見据えた工夫が設計段階から考慮され、地場産材を使い地元建設業者により建設された(図4-6)。

完成までに7カ月

遠野市の仮設住宅は、整備について市が県より委任事務を受け、市の裁量で進められた部分が多いため、おおむね想定通り建設が進んだ。もちろん、他の仮設住宅と同様に職人不足や材料手配に悩まされた。一方で釜石市は着工から完成まで7カ月を要した。理由は、以前公園だった敷地に、仮設住宅とサポートセンター、仮設店舗を計画したからである。

仮設住宅やサポートセンターは災害救助法のもと応急仮設建築物となり建築基準法などの適用除外となるが、仮設店舗は中小企業基盤整備機構が整備し応急仮設建築物とみなされず確認申請が必要である。そのうえ、公園内に建設するため条例の制定が必要で、これらの手続きに時間を要した。さらに、表1のとおり、建物により施工者と所管省庁が異なり、それぞれ浄化槽や受水槽などの引き込み工事を行うことになった。仮設団地を仮設住宅だけで計画しないという提案であるゆえに、直面した課題であった。ひとつの仮設団地として一体的に計画・



図1 | 釜石市平田第6仮設団地。配置図



図4 | 遠野市仮設住宅 希望の郷「絆」。配置図



図2 | 釜石市平田第6仮設団地ケアゾーンの住棟[すべて筆者撮影]



図3 | 釜石市平田第6仮設団地サポートセンター



図5 | 遠野市仮設住宅。玄関が向かい合い屋根付きデッキが敷かれたケアゾーン



図6 | 遠野市仮設住宅サポートセンター

	厚生労働省 災害救助法	経済産業省 中小企業整備基盤機構
県内建設事業者	仮設住宅、デッキ(6/3着工、8/3完成)	—
プレハブ建築協会 建設事業者	サポートセンター (6/17着工、7/25完成)	仮設店舗(10/22着工、12/7完成)

表1 | 施工者と関係法規・所管省庁



図7 | 住棟の妻側につくられた家庭菜園

整備できるように法整備が改善されれば、工期は短縮すると考えられる。しかし、異なる施工者と異なる枠組みのなかで、傾斜がある敷地に各建物がレベル差なしにデッキでつながれたことは関係者の努力に尽きるだろう。

居住者の生活の変化

サポートセンターへの居住者の相談内容が、当初は健康相談や身近な生活相談が主だったが、駐車場やゴミ捨て場の管理など仮設団地全体に関する課題へと変わり、さらに最近では近隣トラブルや人間関係にかかわる事項に変化していることから、居住者の生活は落ち着き、良くも悪くも平時に近付きつつあると言えるだろう。完成時は何かと問題が指摘された仮設住宅だが、その後、断熱工事や庇・風除室の設置、歩道の舗装、そして、現在進んでいる倉庫の設置や風呂の追焚設備の追加など居住性は向上している。また、「仮設のトリセツ」(新潟大学岩佐研究室)で示されているような居住者自身の住みこなしも活発化している。そのなかでも昨年と異なるのは、軒先での家庭菜園やガーデニングの出現だろう。入居時期が夏であったため、生活が落ち着いたころには厳しいが冬が来てしまい、仮設団地内には外部団体が支援したプランターや成長しきらずに枯れた緑のカーテンが目立っていた。しかし、今年は春になると居住者が思い思いに好きな植物を

植えたので、鮮やかな路地が多い。生活に彩りを添えようと、居住者の生活に対する前向きな様子が伺える(図7)。

生活支援のあり方

岩手県では被災者の孤立死や閉じこもりを防ごうと、見守りや声かけを含む生活支援を行うため、われわれも提案したサポートセンターの設置、あるいは仮設団地に常駐する支援連絡員(自治体によって呼び名は異なる)や巡回する生活支援相談員の配備が進んでいる。これらの取り組みが功を奏し、緊急時にぎりぎりのところで医療機関につないだ例や自治会長の負担軽減などの成果が確認されている。しかし一方で、ある市町村では支援連絡員らが配布物や行政との連絡役を担ってしまい、いくつかの住棟ごとに組織した班制度が形骸化している例も散見される。本来であれば回覧板や配布物を回すことで居住者同士が顔を合わせ、自ら集団としての意見を集約し、まとまりを育むことが理想である。

復興が進むに連れ、社会的自立度が高い居住者から退去していき仮設団地の自治機能は低下することが予想される。そのため、サポートセンターや支援連絡員らに期待される役割も変化するだろう。中長期的に生活支援のあり方は見直されていくべきで、また復興住宅におけるあり方も引き続き議論されるべき課題である。